HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | チューリッヒ市建築賞に見る自治体主体の建築賞に関する研究 ： 市町村による優れた都市景観/空間の創造に向けた理念・手法について［論文内容及び審査の要旨］ |
| Author(s) | 大脇, 慶多 |
| Degree Grantor | 北海道大学 |
| Degree Name | 博士(工学) |
| Dissertation Number | 甲第12060号 |
| Issue Date | 2015-12-25 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/60497 |
| Rights(URL) | https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/ |
| Type | doctoral thesis |
| File Information | Keita_Ohwaki_abstract.pdf, 論文内容の要旨 |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学　位　論　文　内　容　の　要　旨

博士の専攻分野の名称　　博士（工学）　　氏名　大脇 慶多

学　位　論　文　題　名

チューリッヒ市建築賞に見る自治体主体の建築賞に関する研究 -市町村による優れた都市景観/空間の創造に向けた理念・手法について-

(A Study on Architectural Prizes by the Local Municipalities through an Architectural Prize, AUSZEICHNUNG FÜR GUTE BAUTEN DER STADT ZÜRICH – Ideas and Methods for Creating Superior Cityscape and Urban Space by the Local Municipalities –)

一般に、「建築賞」といえば、優れた建築に対しその設計者を表彰するものと捉えることができる。社会の共有財産である建築に対して、継続的に評価することの必要性は誰しもが認めるところであろう。

我が国には、業界団体や地方自治体が主催する建築賞が数多く存在する。しかしながら、その評価の実態は、大野秀俊が「建築界の内部の、いわば仲間内の評価である」(「建築評価のフレームワーク」、日本建築学会大会研究協議会資料、1997 年) と指摘しているように、建築界での評価が社会に伝わらず、優れた都市空間の形成に繋がっているとは言い難い状況が現在まで続いている。一方、欧州では、建築を都市デザインの視点から評価し、実際の都市形成に活用していく取り組みが見られ、例えば英国では、瀬口哲夫が『英国建築事情　上』(建築ジャーナル、2001 年) の中で取り上げている 1959 年創設の Civic Trust Awards は非営利団体による都市景観賞としては、ヨーロッパで初めての事例である。こうした国レベルの建築評価とは異なり、地域主権の強いスイスでは、各地方自治体が独自の建築評価を行なってきた。中でもチューリッヒ市建築賞 (Auszeichnung für gute Bauten der Stadt Zürich) は、1945 年の創設以降、65 余年にわたり継続され、且つ、市民である施主が主たる表彰対象となるなど、世界的に先駆的かつ特徴的で、建築評価のあり方を検討する上で見逃すことのできない事例である。管見の限り、戦後 65 余年にわたり、強い地域主権のもとで独自の建築賞を継続している例は、チューリッヒ市以外に見られない。しかし、本賞の実態は、スイスにおいてもこれまで総体的、客観的に分析されていない。

よって、本研究では、チューリッヒ市建築賞の基本理念、運営体制、審査方針、評価基準、受賞作品、広報に着目し、自治体主体の建築賞が長期にわたってどのように継続され、定着しているのかを明らかにすることによって、地域の歴史や文化に根ざした建築評価手法の開発に向けた技術的方策に必要な知見を見出すことを目的とする。

本論は全 8 章で構成しており、各章の概要は以下の通りである。

序章では、本研究の背景、目的、方法について論述するとともに、主題に関する既往研究について概括し、本研究の位置づけを行なった。最後に研究の構成と用語の定義について示した。

第 1 章「スイスにおける建築賞の概要と戦後チューリッヒの建築関連行政の活動」では、まず、スイスにおける建築賞について、主催団体別に概要をまとめ、それぞれの特徴を整理した。その中で、スイス・ドイツ語圏で戦後から運営されている建築賞は、施主を表彰の主対象にするところに独自性が認められ、チューリッヒ市建築賞がその嚆矢として他の地方自治体の建築賞創設に影響を及ぼしたことを明らかにした。次に、市内の都市計画から建築設計に至る権限を有する Stadtbaumeister 制を採用してきたチューリッヒ市の建築関連行政組織の変遷に着目し、歴代 Stadtbaumeister による都市政策の特徴や、1997 年の組織改編によって創設された都市計画局の活動を、戦後のスイス建築界の動向と関連付けながら明らかにした。

第 2 章「チューリッヒ市建築賞における審査体制と受賞作品の特徴」では、同賞の審査体制、受賞作品の建築種別、広報の 3 点に着目し、同賞の運営手法の特徴について論じ、市の都市形成過程と審査体制、受賞作品の建築種別に密接な関係があることを示した。

第 3 章「市参事会議事録と関連出版物から見るチューリッヒ市建築賞の基本理念・審査方針・評価基準の変

遷と特徴」では、同賞が設計者ではなく施主を表彰の主対象とすることを踏まえた上で、審査方針並びに評価基準に関わる 4 つのキーワード (Baugesinnung, städtebaulich, Stadtbild, Verständnis) を通して議事録の詳細を追うことで、65 余年にわたる同賞の基本理念、審査方針、評価基準の変遷と特徴を明らかにした。なかでも、施主の建築に対する考え方を評価する姿勢が、最も重要な理念として同賞創設時から受け継がれていることが特徴であった。

第 4 章「チューリッヒ市建築賞受賞作品の空間構成」では、受賞作品全 193 件の現地調査と図面資料の分析から、既存の地形を尊重しつつ、複数の建物で外部空間を囲んだり、開放したりする設計手法が、建築種別に関わらず、評価されていることを明らかにした。集合住宅に関しては、住戸単位の関係性に着目することによって、1990 年代以降は、外観は単純な矩形に見えても、内部空間の断面構成や共有空間に積極的な工夫を凝らした多様な住宅作品が選出されていることを明らかにした。

第 5 章「スイス・ドイツ語圏におけるバーゼル建築賞の特徴」では、スイス・ドイツ語圏の自治体主体の建築賞の中でも、チューリッヒ市の次に創設年が早く、受賞作品数も多い、バーゼル建築賞の特徴をチューリッヒ市建築賞と比較することによって明らかにした。バーゼル建築賞は、チューリッヒ市建築賞と共通した理念や方針をとりつつ、建築批評家やエンジニアを含んだ審査体制をとることで、バーゼルの都市景観に寄与する建築・土木作品を選出してきたことを明らかにした。さらに、建築デザインに先進性を求めるバーゼルと、歴史的な街並に対して保守的な設計アプローチをとるチューリッヒは都市形成の歴史や気質に違いがあり、それぞれが目指すべき都市像が異なるが、その中で、優れた建築を継続して評価し、蓄積させることによって、地域性の違いを持った建築文化の醸成に繋がっていることを示した。

第 6 章「チューリッヒ市建築賞と日本の建築賞の比較考察」では、我が国における地方自治体、ならびに建築関連団体が主催する建築賞、景観賞の実態を、ホームページ上に公開されている資料から整理し、その特徴を明らかにした。地方自治体が主体となって運営される建築賞において、審査を外部有識者に委託している点、景観賞において評価対象が建築物から屋外広告、植栽、市民活動やイベントに移行し、創設時から継続して建築物を評価し続ける賞は見られない点から、我が国における自治体主体の建築評価は、建築物への評価を通して今後の都市形成に活かしていくという意図が明確ではないことを指摘した。

終章では、各章の内容を総括し、今後の課題を述べた。結論として、1) チューリッヒ市建築賞は、地方自治体が主体となって、施主を表彰の主対象とすることで、優れた都市景観・都市空間の創造に寄与している点で先導的な事例であること、2) チューリッヒ市が、Stadtbaumeister 制から組織的な改編はあったものの、65 年以上、一貫して建築単体としてだけではなく、都市景観構成要素として建築を評価し続けてきたこと、3) チューリッヒ市建築賞と同じ理念の基に創設されたスイス・ドイツ語圏の他州の建築賞では、都市形成の歴史や気質の違いが、審査員構成や受賞作品の建築種別に反映され、地域性を持った建築文化の醸成に繋がっていること、4) 地方分権が叫ばれる我が国における地方自治体が主体となって建築評価を行なう際には、創設時の理念や各回の審査記録といった言語化された評価の蓄積と、作品に対する空間化された評価の蓄積を活かして、今後の建築評価のあり方を継続して議論する姿勢が必要であることを指摘した。